

みどりみらい 2nd SEASON ぐんじとしのりの議会報告

2005/10/26 Vol. 71 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362
E-MAIL ID / mmirai@kitemachi.com

印西市議会/平成 17 年第 3 回定例会報告 (4)

～パチンコ屋の出店をどう考えていますか

いつもお世話になっております。印西市議会第 3 回定例会 (9 月議会) は、10 月 14 日 (金) までの会期にて行われ、平成 16 年度の決算認定他議案審議を行ない、閉会しました。今回も、9 月議会での私からの一般質問、市執行部からの回答を中心に報告していきたいと思っております。

9/12 (月曜日) に、代表質問に立ちました。

以下、市当局の回答です。

1. 印西市のまちづくりについて

千葉ニュータウン中央駅前では、南口旧ダイエー跡地にパチンコ屋やゲームセンターの進出を住民が知らないうちに許し、住民の苦情が起こったとともに、街の景観を品のないものになっている。それにも関わらず、印西市当局は何ら対策を講じず、再びその東側にパチンコ屋の出店を許そうとしている。

千葉ニュータウンの表玄関である駅前にパチンコ屋が 2 軒も並ぶというのはまちづくりについての理念が全くないに等しいと考える。

(3) パチンコ屋の出店について、制限を行い、積極的に関与していこうとする自治体が全国レベルではあるにも関わらず、印西市では「風営法で認められているから、市が直接関与できるものではない」と他自治体の事例の研究さえ行われていないようだ。

NT 中央駅南口前にパチンコ屋が 2 件目ができるという事実に、印西市はただ、前回と同じように「風営法で認められ、手続きに則って開業していく」ので何もできないと考えるのか。それとも、住民との間に立ち、住民の利益につながるように積極的に関与していくのか。今回のパチンコ屋進出については何ができるのか。

印西市では前回のトラブルから、何を学習したのか。

事例の研究、検討をするのであれば、いつ頃までに、具体的に何をを目指すのか。それとも前回と同じように建物が完成し、開業し、ほとぼりが冷めるのを待つのか。

(回答 / 市長)

印西市は中央駅南口へのパチンコ屋進出に対して、何ができるのか。についてお答えいたします。

パチンコ店の出店につきましては、当然ながら、都市計画法を始めとする関係法令による一定のルールに基づき、行われているものでございます。特に、この地区につきましては、「タウンセンター」として、ニュータウンだけでなく周辺地域一帯を含む北総地域の核として、商業・業務施設を中心として、娯楽施設などの各機能を合わせ持った地域となるよう、都市計画用途上、商業地域に指定されております。

「商業地域」は、主として店舗や事務所などの利便性を増進するために定められた地域であり、商業・業務施設や文化・アミューズメントなどを集積する地区に位置付けられておりますので、パチンコ店の進出についてはやむを得ないと考えております。

しかしながら、市といたしましても、民間の開発業者に対しましては、「開発指導要綱」により、地域の方々への周知として事前公開版の掲示、チラシの配布、説明会の開催など、を十分行うよう、お願いをしているところでございます。

特に、今回の出店予定地が駅前地区であることから、景観への配慮として外観・照明・看板の設置・防犯などに十分な配慮をお願いするなど、事前に、できるかぎり行政指導を、行っているところでございます。

印西市では、前回のトラブルから、何を学習したのか。についてお答えいたします。

旧ダイエー跡地のパチンコ店の出店につきましては、貸主と出店事業者の意見の食い違いがあり、地域市民への周知がスムーズに行われなかったということがありましたので、今回、出店が判明した時点にお

きまして、事業責任者及び設計担当者においでいただき、会社の経営方針や市の状況及び指導内容等について、話し合いを行い、今後の対応等について迅速に対処しているところでございます。また、地域市民の代表者を選出していただき、説明会の日程及び会場の手配等について、出店事業者と協議し決定しております。

いつ頃までに、具体的に何をを目指すのか。についてお答えします。

中央駅南口におけるパチンコ店の出店予定地は、千葉ニュータウンの中心地区として、商業・業務・アミューズメントなどの高次的な都市機能を集約し、にぎわいのある都市空間を形成するため多様な土地利用を前提とした「タウンセンター地区」に位置してありまして、都市計画法上の用途地域や新住宅市街地開発法上の土地利用計画と整合がとれた建築計画である場合、都市計画法、建築基準法、新住宅市街地開発法によりその建築を規制することは、現時点では、難しいと思われます。

しかしながら、今後、ニュータウン区域内で、新住事業者が所有している「準工業地域」、「近隣商業地域」において、周辺の居住環境に著しく影響を与えることが予想される場合は、権利者の合意を得た上で、「地区計画」などの中で、特定用途の建築物を規制することは可能と思われま

(ぐんじとしのりから市民の皆様へ)

パチンコ屋の規制は 都市計画法上の用途地域や新住宅市街地開発法上の土地利用計画と整合がとれた建築計画である場合、都市計画法、建築基準法、新住宅市街地開発法によりその建築を規制することは難しいのは事実です。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下、風営法と略)でも問題がない場合には、手続きは粛々と行なわれ建築～竣工/営業開始に至ります。

これでいいのでしょうか。 今、印西市内には8箇所のパチンコ屋があります。これ以上のパチンコ屋は必要なのでしょうか？私は今回、全ての土地計画や法令、規制を十分に検討した上で、それでも印西市として何かすべきことはないのか。質問を行なっております。つまり、パチンコ屋の出店について、制限を行い、積極的に関与していこうとする自治体が全国レベルではあるにも関わらず、印西市では何の対応も行っていないのを市の執行部や市民の皆様に関心ありたいと思っておりました。

私が求めるものは 安全で安心という良好な居住環境と豊かな教育環境及び文化環境です。そのためには防犯活動の支障になるような建築物や青少年の健全な育成を図るための教育環境を阻害する怖れのある建築物の建築等を規制することが必要なのではないかと考えています。そのためには、防犯の啓蒙活動が必要であり、また教育環境の保全に資することにより、青少年を取り巻く教育環境における諸問題に対しても、市長、市民及び事業者がそれぞれの役割と責任を認識し、連携、協力して取り組むことが必要であると考えています。従って、これらのことを市民に保障するためにはやはり市条例による規制が必要なのではないのでしょうか。

印西地区環境整備組合議会 第2回定例会 が開催されました。

10月5日(水曜日)に定例会が開催され、平成16年度決算認定や一般質問他が行なわれました。私も組合議員として参加し、決算に関する審議に参加し、一般質問を行いました。

* 環境整備組合とは何か? ~ 印西クリーンセンター他の運営をしています。

一般廃棄物(資源物を除く)の処置、処分は、「印西地区環境整備組合」を組織し、印西市、白井市、印旛村、本埜村、栄町との共同事業で行っており、印西市他自治体が収集した一般廃棄物の中間処理・最終処分を安定的にかつ安全に行っております。

その事業内容は一般廃棄物の処理のみならず、余熱利用施設(温水センター)の管理や運営印西市平岡に建設中の(仮称)平岡自然公園(火葬場他)の整備に及びます。

= 環境整備組合の運営は各構成市町村からの負担金やゴミ処分手数料等で主に行われ、組合議会には印西市議会から私ともう1名参加しています。(環境整備組合は、独立した自治体なので、独自に議会をもっています。そのために市議会のチェックは事実上及びません。)

予算規模/31億983万5923円 印西市負担金/8億412万2千円

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。この紙面へのご意見に限らず、市政全般へのご提言、ご批判、皆様からのご相談はいつでも承ります。あるべき市政の姿を求めて皆様と手を携えていきたいと思っております。よろしくご

ぐんじとしのり